

電気通信大学科学研究費補助金研究支援者に関する規程

平成16年 4月 1日

改正

平成22年 4月 1日

平成29年 3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金による研究をより一層推進することを目的として、当該研究の遂行に必要な研究支援を行うため、科学研究費補助金の直接経費により採用する非常勤職員（以下「研究支援者」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(職務内容)

第2条 科学研究費補助金による研究遂行業務とする。

(職名)

第3条 研究支援者の職名は、以下のとおりとする。

- (1) 研究分担者を除く研究者にあつては研究員（科学研究）とする。
- (2) 大学院博士後期課程に在籍する学生にあつては研究支援員（科学研究）とする。
- (3) 実験補助、データ収集等当該研究を支援する技術者にあつては技術支援員（科学研究）とする。

(申請)

第4条 研究支援者を必要とする場合の申請は、研究代表者又は研究費の配分を受けた研究分担者（以下「研究代表者等」という。）が、学長に別に定める申請書を提出して行うものとする。

(選考)

第5条 研究支援者の選考は、前条の申請に基づき学長が行う。

(雇用期間)

第6条 研究支援者の採用は、年度ごとに行うものとし、当該補助金の交付内定通知を受けた日（当該研究が前年度から継続している場合は年度当初）から、当該補助金による研究が継続している期間を限度として、雇用することができるものとする。なお、研究代表者等が他の研究機関に異動する場合の雇用期間は、異動日の前日までとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、研究支援者に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。